

## 預金口座振替規定

1. 当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書等の提出または小切手の振出しなしで引落しを行います。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、お客さまに通知することなく請求書を請求先へ返却します。
3. 収納企業の都合でお客さま番号が変更になったときは、変更後のお客さま番号等で引続き取扱うものとします。
4. この契約を解除するときは、お客さまから当行に対し書面により届出てください。
5. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切責任を負いません。

2018.4.1 現在（1 版）